

災害時等における簡易給食等の提供の想定について

災害時等における給食センターが備えておくべき機能については、次の通りとする。
なお、調理や衛生管理については、市と協議の上、状況に応じて適切に行う。

1 簡易給食の提供

災害や停電発生時において、水道及びガスの供給が可能な場合、当日に給食が無い状況を回避するため、発災当日（発災のタイミングによってはその翌日）の簡易給食（9,000食）の提供を行う。（停電が長期化する場合は、その期間中、保護者に弁当対応をお願いする旨を本市が通知する。）

<簡易給食の例>

米飯（アルファ化米）、汁物1品（レトルトカレー可）、牛乳（学校が通電している場合のみ）※紙食器使用

なお、簡易給食の提供にあたり、想定する業務は、食材の保管、調理、食缶等の洗浄消毒保管、配送、配膳、回収、廃棄物等処理、清掃、その他必要な業務とし、インフラや施設設備の状況、納品済みの食材、調理人員等を総合的に判断し、その内容を決定するものとする。

2 市事務室機能の維持

照明、電話、インターネットなど、事務に必要な機能については、停電発生時から24時間はその機能を維持できるようにすること。

3 大規模災害時の取り扱い

全中学校が休業するなど、大規模な災害が発生した場合は、学校再開時にスムーズに給食が提供できるよう努めるとともに、市から要請がある場合は、可能な範囲で、上記簡易給食の各地避難所への提供に協力すること。（配送については、原則、本市で行う予定。）